

# 石川県公報

令和6年1月16日

第13673号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	5
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	5
○青少年に有害な興業の指定 (少子化対策監室)	6

公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	6
○石川県告示第3号の公布公告(畜産振興・防疫対策課)	7
○建設業の営業の停止命令の公告 (監理課)	7
○公共測量実施公告 (同)	8

選挙管理委員会 監査委員	
○石川県選挙管理委員会告示第112号の公布公告	8
○定期監査結果公表	8
○財政的援助団体等監査結果公表	9
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	10

## 告 示

### 石川県告示第6号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション なのはな	加賀市大聖寺岡町ホ-16-1	令和5年10月1日
母子ケア訪問看護ステーションどんぐり	白山市荒屋町に95-3	令和5年12月1日
みつたに歯科	加賀市片山津温泉井13の3	令和5年12月11日
園町ホームケアクリニック	小松市園町ホ118番地1	令和6年1月1日

### 石川県告示第7号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション なのはな	加賀市大聖寺岡町ホ-16-1	令和5年10月1日
母子ケア訪問看護ステーションどんぐり	白山市荒屋町に95-3	令和5年12月1日
みつたに歯科	加賀市片山津温泉井13の3	令和5年12月11日
園町ホームケアクリニック	小松市園町ホ118番地1	令和6年1月1日

### 石川県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事 業 所		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団ブレイン・ヘルス	新	キジマあたまのクリニック	河北郡津幡町北中条2丁目33番地 令和5年 4月1日
	旧	木島脳神経外科クリニック	

### 石川県告示第9号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

事業者名称	事 業 所		変 更 年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団ブレイン・ヘルス	新	キジマあたまのクリニック	河北郡津幡町北中条2丁目33番地 令和5年 4月1日
	旧	木島脳神経外科クリニック	

### 石川県告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
金戸医院	小松市今江町7丁目235番地	令和5年11月30日
すえよし整形外科クリニック	白山市中成1丁目88番地	令和5年11月30日
山岸歯科医院	羽咋郡志賀町高浜町ツ73-7	令和5年11月30日
箔山堂城山薬局	小松市今江町7丁目222番地2	令和5年11月30日
光谷歯科医院	加賀市片山津温泉井13の3	令和5年12月10日

## 石川県告示第11号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
金戸医院	小松市今江町7丁目235番地	令和5年11月30日
すえよし整形外科クリニック	白山市中成1丁目88番地	令和5年11月30日
山岸歯科医院	羽咋郡志賀町高浜町ツ73-7	令和5年11月30日
箔山堂城山薬局	小松市今江町7丁目222番地2	令和5年11月30日
光谷歯科医院	加賀市片山津温泉井13の3	令和5年12月10日

## 石川県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社フォルクレーベン	野々市市横宮町16番9号	悠の風野々市	野々市市横宮町16番9号	令和5年 12月1日

## 石川県告示第13号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社フォルクレーベン	野々市市横宮町16番9号	悠の風野々市	野々市市横宮町16番9号	令和5年 12月1日

## 石川県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
公益社団法人 石川 勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	公益社団法人 石川勤 労者医療協会 介護セ ンターほのぼの	新	羽咋市石野町ト40	令和5年 6月1日
			旧	羽咋市東川原町柳橋 74番地1	
有限会社東プロジェ クト	かほく市白尾ル67番地1	なぎさケアサービス津 幡	新	河北郡津幡町字横浜 ろ1クレセール203	令和5年 11月26日
			旧	河北郡津幡町字中橋 イ55番地2	

### 石川県告示第15号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
公益社団法人 石川 勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	公益社団法人 石川勤 労者医療協会 介護セ ンターほのぼの	新	羽咋市石野町ト40	令和5年 6月1日
			旧	羽咋市東川原町柳橋 74番地1	
有限会社東プロジェ クト	かほく市白尾ル67番地1	なぎさケアサービス津 幡	新	河北郡津幡町字横浜 ろ1クレセール203	令和5年 11月26日
			旧	河北郡津幡町字中橋 イ55番地2	

### 石川県告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 南山堂	東京都港区港南二丁目16 番4号	箔山堂城山薬局	小松市今江町7丁目222 番地2	令和5年 11月30日

### 石川県告示第17号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 南山堂	東京都港区港南二丁目16番4号	箔山堂城山薬局	小松市今江町7丁目222番地2	令和5年 11月30日

### 石川県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
岩島 茂久(岩島接骨院)	羽咋郡志賀町富来高田4-50-3	令和5年10月11日
林 嗣久(林接骨院)	白山市森島町あ29-8	令和5年10月31日
脇坂 俊昭(脇坂接骨院)	かほく市高松井37	令和5年11月27日

### 石川県告示第19号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
岩島 茂久(岩島接骨院)	羽咋郡志賀町富来高田4-50-3	令和5年10月11日
林 嗣久(林接骨院)	白山市森島町あ29-8	令和5年10月31日
脇坂 俊昭(脇坂接骨院)	かほく市高松井37	令和5年11月27日

### 石川県告示第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
内視鏡検査画像ファイリングシステム 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課用度係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和5年11月7日
- 落札者の名称及び所在地  
富木医療器株式会社  
金沢市問屋町2丁目46番地
- 落札金額  
54,560,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年9月26日

### 石川県告示第21号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	サンクスギビング (原題) THANKSGIVING	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ)

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

令和6年1月16日

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア七尾和倉店・どんたく生鮮市場和倉店  
七尾市石崎町ヨ1-2の一部ほか

#### 2 変更した事項

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 (仮称) 七尾市石崎町土地利用計画  
所在地 七尾市石崎町ヨ1-2の一部ほか

(変更後) 名 称 ウエルシア七尾和倉店・どんたく生鮮市場和倉店  
所在地 七尾市石崎町ヨ1-2の一部ほか

##### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社どんたく  
代表取締役 山口 宗大  
七尾市作事町80番地  
ウエルシア薬局株式会社  
代表取締役 松本 忠久  
東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(変更後) 株式会社どんたく  
代表取締役 山口 宗大

七尾市作事町80番地  
ウエルシア薬局株式会社  
代表取締役 田中 純一  
東京都千代田区外神田二丁目2番15号

3 変更の年月日

- (1) 令和5年11月3日
- (2) 令和5年3月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称が決定したため
- (2) 小売業を行う者の代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和5年12月20日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年1月16日から同年5月16日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年5月16日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

石川県告示第3号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第3号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域のうち家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養施設(以下「施設」という。)

3 実施の期日

令和6年1月9日から同年3月31日まで

4 消毒方法

消石灰の施設内(施設敷地外縁部内側及び家きん舎周囲)散布

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

1 処分をした年月日 令和5年12月28日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

- (1) 商号 北造園株式会社

- (2) 代表者の氏名 北 圭子  
(3) 主たる営業所の所在地 金沢市二日市町ヌ155  
(4) 許可番号 石川県知事許可(特-3)第7687号
- 3 処分の内容 法第28条第3項の規定による営業の停止命令
- (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの  
(2) 期間  
令和6年1月12日から同年2月10日までの30日間

4 処分の原因となった事実

北造園株式会社は、令和4年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

このことは、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年1月16日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和6年1月9日から 同年3月8日まで	小松市高堂町、能美市五間堂町、 中庄町、西任田町、福岡町、寺井町、 西二口町地内

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第112号の公布公告

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年1月16日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第112号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第116条において準用する第91条第2項の規定に基づき、次の者に対して令和5年12月28日石川県知事馳浩解職請求代表者証明書を交付した。

令和5年12月28日

石川県選挙管理委員会  
委員長 坂 井 美 紀 夫

住 所	氏 名
石川県金沢市	東 外喜夫

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準



(令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号) に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 16 日

石川県監査委員 安 居 知 世  
 同 一 川 政 之  
 同 村 上 勝  
 同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
金沢城・兼六園管理事務所	令和5年10月26日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	公園施設の設置許可に係る財産事務において、複数年にわたり使用料の金額を誤って適用しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 (意見) 土木部においては、石川県都市公園条例の使用料の金額が正しく適用されるよう指導するとともに、都市公園施設の適正な管理運営のため、使用料の適宜見直し等を図られるよう取り組まれない。
金沢教育事務所	令和5年12月20日	令和4年10月1日～ 令和5年9月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	令和4年9月1日～ 令和5年8月末日	〃
こころの健康センター	令和5年12月22日	令和4年10月1日～ 令和5年9月末日	〃
自治研修センター	〃	〃	〃
医王特別支援学校	令和5年12月25日	令和4年11月1日～ 令和5年9月末日	〃
金沢北陵高等学校	〃	〃	〃

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年1月16日

石川県監査委員 安 居 知 世  
同 一 川 政 之  
同 村 上 勝  
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和4年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 いしかわ緑のまち基金	令和5年11月30日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人 石川県観光連盟	〃	〃
いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭実行委員会	〃	〃
公益財団法人 いしかわ女性基金	〃	〃
学校法人 金沢高等学校	令和5年12月20日	〃
県民の森地域振興会	〃	〃
株式会社岸グリーンサービス	〃	〃
社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	令和5年12月22日	〃
石川県商工会連合会	〃	〃
一般社団法人 金沢港振興協会	〃	〃
株式会社マリンパーク内灘	令和5年12月25日	〃
いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会	〃	〃
兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会	〃	〃
石川県経営持続支援金等事務局	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県公安委員会等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年1月16日

石川県監査委員 安 居 知 世  
同 一 川 政 之  
同 村 上 勝  
同 作 田 有 子

(別 紙)

石 公 委 第 98 号  
令和 5 年 11 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 5 年 10 月 31 日 付 け 石 監 査 第 440-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、下 記 の と お り 措 置 し た の で、地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	金沢西警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、以下のとおり措置しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員に対し、朝礼等あらゆる機会において、交通事故防止のための注意喚起を行い、緊張感を持って公用車を運転するよう安全運転の徹底を指示しました。</li> <li>○ 職員による講習会等を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項についての再確認をきめ細かく行いました。</li> <li>○ 交通事故を起こした職員及び警察学校卒業後 1 年未満の職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の向上と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。</li> </ul> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを強く認識するとともに、職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故防止の徹底に努めます。</p>

加 聖 高 第 16-1 号  
令和 5 年 12 月 11 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 5 年 11 月 30 日 付 け 石 監 査 第 523-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、下 記 の と お り 措 置 し た の で、地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>厚生年金の事務手続きにおいて、資格喪失届の提出遅れによる、歳入歳出外現金の取扱が不適正なものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	加賀聖城高等学校	<p>担当職員と補佐をする職員が退職者等の手続きに漏れがないか互いにチェックを行うとともに、適正な厚生年金事務並びに歳入歳出外現金事務の執行に努めるよう指導を徹底しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、十分注意します。</p>

加 聖 高 第 16-2 号  
令和 5 年 12 月 11 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和5年11月30日付け石監査第523-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
役務費の支出事務において、産業廃棄物処分費の債権者を誤って支出しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	加賀聖城高等学校	今回の誤りを踏まえ、財務規則や会計の手引きを確認し、組織内での職員相互のチェック機能を強化することにより、適正な支払い事務の執行に努めるよう指導を徹底しました。 今後はこのようなことがないように、十分注意します。